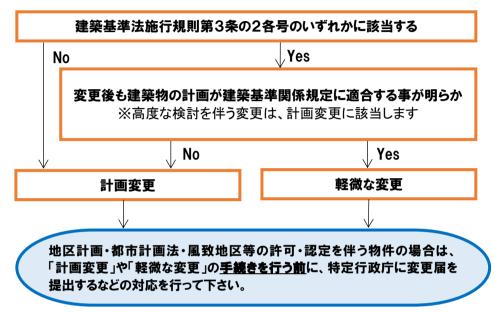
## 「計画を変更する場合の手続きについて」

確認済証の交付後に計画の変更が生じる場合は、「計画変更確認申請」又は「軽微な変更届」の手続きが必要です。 いずれの手続きに該当するかについては、まずは設計者の判断となります。判断に迷う場合は、 事前に弊社までご相談下さい。

計画変更の場合は、変更部分に係わる工事に着手する前に計画変更の確認済証を受けて下さい。

#### 「変更の種類の判断」



#### **|■軽微な変更の手続きについて**

【提出書類】

- ※ □ 軽微変更報告書
  - □ 委任状(代理者が申請する場合)※確認申請時に一括で委任を受けている場合は写しでも可
- ※ □ 計画を変更する部分の変更前・変更後の図面
  - □ 建築計画概要書(概要書の表記に変更がある場合のみ)
  - □ 地区計画・都市計画法などの許可・認定を伴う物件の場合は変更手続きの有無を確認

#### ■計画変更の手続きについて

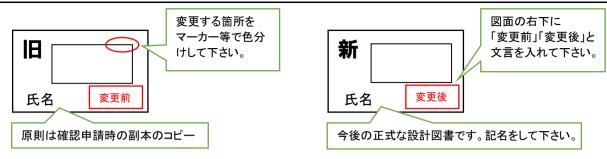
【提出書類】

- □ 受付表
- □ 建築計画概要書(【20.その他必要な事項】欄に計画変更の概要を記載して下さい。)
- ※□ 計画変更確認申請書 第一面~第六面

(第三面~第六面の備考欄には、それぞれの面に係わる部分の変更の概要について記入して下さい。)

- □ 委任状(代理者が申請する場合)※確認申請時に一括で委任を受けている場合は写しでも可
- ※ □ 計画を変更する部分の変更前・変更後の図面
- ※ □ 変更に係る図書(構造計算書等)
  - □ 地区計画・都市計画法などの許可・認定を伴う物件の場合は変更手続きの有無を確認
  - ※の書類は、紙申請の場合2部(正本・副本)提出してください。 (東京都以外の場合は、消防同意用の図書が必要な場合もあります。)
  - ▶計画変更、軽微変更の手続きは、弊社WEBシステムを利用した電子申請が可能です。

### ■計画を変更する図面の作り方(必ず新旧セットで提出して下さい。)



※変更前がない追加の図面については「追加提出図面」と記載をして下さい。

## 計画変更の場合の、建築計画概要書(第二面)の記載方法

【15.工事着手予定年月日】				令和	年	月	目		
【16.工事完了予定年月日】				令和	年	月	目		
【17.特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)									
(第 1 回)	令和	年	月	日	(				)
(第 2 回)	令和	年	月	日	(				)
(第 3 回)	令和	年	月	目	(				)
【18.建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】(定期調査報告)									
口要口	否								
【19.建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】(定期検査報告)									
口有 □	無								
【20.その他必要な事項】									

(計画変更の概要) ••••

計画変更の場合、申請書では第一面に変更の概要を記載する欄がありますが、概要書には変更内容 を記載する項目が無い為、受け取った特定行政庁がどの様な変更なのかが把握できません。その為、 建築計画概要書第二面の【20.その他必要な事項】欄に変更内容の明示をお願い致します。

- ①[計画変更の概要]と表題を付けて下さい。
- ②変更が複数ある場合は、変更内容が大きいものを優先して記載をして下さい。
- ③変更の概要は具体的に記載をして下さい。
- 例1) ×:建築面積の変更 → O:バルコニー形状の変更に伴う建築面積の変更 OOm → ●●m (変更が生じた理由と、具体的な数字の変更を記載して下さい。)
- 例2) ×:構造の変更 → ○:耐力壁の位置の変更と、それに伴う構造計算の再検討 (変更が生じた理由と、それに伴いどの様な検討を行ったのかを記載して下さい。)
- 例3) ×:防火設備の変更 → ○:防火設備の変更 EB-\*\*\* → EB-@@@@ (認定番号の変更がある場合は、具体的な番号の変更を記載して下さい。)

# 株式会社」建築検査センター

・本社/渋谷支店 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目13-9 渋谷たくぎんビル5階

〒104-0028 東京都中央区八重洲2丁目5-12 プレリー八重洲ビル8階 ・八重洲支店

・大阪支店 〒541-0047 大阪府大阪市中央区淡路町3丁目5-13 創建御堂筋ビル7階 TEL:03-5202-7577 TEL:06-6204-3210

TEL:03-5464-7778